

埼玉県LINE公式アカウント友だち追加推進業務委託
提案仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県LINE公式アカウント友だち追加推進業務委託

2 業務目的

本県では、令和4年度に埼玉県LINE公式アカウント「埼玉県庁」（以下「県公式LINE」という。）に対して、埼玉県公式スマートフォンアプリ「ポケットブックまいたま」及び災害対策アプリ「まいたま防災」で実装していた機能を追加することで、これまでより充実強化した情報発信サービスの提供システムを構築（リニューアル）した。

本業務では、県公式LINEを一般県民に対して広く周知するとともに、県公式LINEの友だち追加を推進するためのプロモーションやキャンペーン事業等を行う。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで（予定）

4 企画提案業務内容等

県公式LINEの友だち追加を推進するために効果的な以下業務に係る企画を提案し、提案された当該業務を実施すること。

(1) 必須提案業務

ア 県公式LINEの友だち追加を推進するための「LINE広告」を使った効果的なプロモーション業務を提案すること。

なお、提案にあたっては次の内容を記載した具体的な提案とする。

(ア) LINE広告に係る具体的な実施手法

(イ) 広告ターゲット

(ウ) 広告規模（掲載回数や掲載期間等）

(エ) 広告費用

(オ) 想定する広告効果

(カ) その他

イ 上記アの提案内容に沿ったラフデザイン案を2種類（単に規格サイズ等が異なるデザインは、同一デザインとする。）以上作成し、提案すること。

ウ 上記以外に、受託者において事業効果を高められる内容がある場合は、追加で提案して差し支えない。

(2) 追加提案業務

「4 企画提案業務内容(1)」に記載する「LINE広告」のほか、本事業効果を高められる効果的な業務内容を企画提案すること。

また、「企画提案募集要項」に記載する予算額内において提案業務数に制限はない。

なお、提案にあたっては次の内容を記載した具体的な提案とする。

(ア) 提案業務の具体的な実施手法

(イ) 提案業務のターゲット

(ウ) 提案業務の実施規模や期間

(エ) 提案業務の費用

(オ) 提案業務の想定する効果

(カ) その他追記する内容

【参考：本県が想定した例示業務】

例示) 県公式LINEを周知するためのポスターを制作し、県内の公的施設、商業施設、駅構内、幼稚園及び保育園等に配布するとともに、SNS・バナー広告用のデザインを別途制作し、子育て関係サイト等への広告を掲載するなどの広報を行う。

(3) その他業務

ア 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定し、県の承認を得ること。

なお、実施する業務内容については、事業者から提案された内容をもとに県と協議のうえ決定する。

イ 本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

また受託期間中は、専任の担当者(県との連絡調整担当者)を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

ウ スケジュールに基づき進捗状況を適宜県に報告すること。

エ 不可抗力の事由により期間が変更になる場合は別途協議を行うものとする。

(4) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、契約終了後、検査を受けること。

ただし、本事業で活用するための成果物については、完成後直ちに納品すること。

提出先は、「埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県企画財政部情報システム戦略課 県民サービス・システム共同化担当」とする。

5 企画提案にあたって

提案仕様書「4 企画提案業務内容等」に記載する企画提案にあたっては、以下の内容を踏まえた効果的なものとする。

なお、本業務を実施するにあたり、必要な経費は全て見積額に含めることとする。

(1) 目標友だち数

ア 県公式LINEに係る令和5年度末時点の目標友だち数は、約56万人。

イ 令和5年8月1日（火）時点での友だち数は、約43万人であることから、上記目標値の到達に向けた取り組みを行うこと。

(2) 主な利用者

ア 従前運用していた埼玉県公式スマートフォンアプリ「ポケットブックまいたま」では、提供サービスのうち「パパ・ママ応援ショップ優待カード」の利用率が最も高いコンテンツであった。

イ 県公式LINEでも引き続き「パパ・ママ応援ショップ優待カード」の利用が可能であることから、本業務のターゲットは、主に18歳以下の子どもがいるファミリー層等とすること。

(3) 事業開始時期

令和5年11月14日（火）が、県公式LINEのリニューアル1周年となることから、同日を契機として事業を開始すること。

6 業務実施上の留意点

詳細は、委託契約書に定めるものとする。

(1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。

(5) 本業務に関して、受託者が本県のために新たに作成したデータ、画像ファイル等の著作権については、本県に帰属するものとする。

また、本県及び本県が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないこと。

- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

連絡・問合せ先

埼玉県企画財政部情報システム戦略課

県民サービス・システム共同化担当

電話：048-830-2284

E-mail：a2290-25@pref.saitama.lg.jp